

危険物 Q & A 集

整理番号	7	区分	概要	B	1
質問	トルエン等を含む接着剤を使う仕事をしています。危険物取扱者免状が必要ですか。				
回答	<p>トルエンは第4類第1石油類に該当する危険物です。消防法で定める指定数量（200リットル）以上を貯蔵し又は取扱う施設（製造所等）で使用する場合には甲種又は乙種第4類の危険物取扱者免状が必要です。</p> <p>指定数量については、危険物の規制に関する政令第1条の11に規定されていますが、詳細については、製造元又は販売するメーカーなどにお問い合わせください。</p> <p>なお、危険物は、取扱いを間違えると、火災・爆発事故等の恐れがあるので、事故の未然防止、適正管理を図るためには、指定数量未満の危険物を取扱う事業所であっても火災予防条例に基づき、適正に貯蔵又は取扱う必要があります。</p> <p>また、危険物取扱者免状の保有者の配置することが望ましいと言えます。</p>				
根拠法令等	消防法 第13条第3項、第13条の2第2項 危険物の規制に関する政令 第1条の11 危険物の規制に関する規則 第49条 京都市火災予防条例 第3章				